

当クリニックの在宅医療について

当院では、在宅医療を行っています。
定期的な診療が始まっていない状況での緊急往診は、ご相談下さい。

在宅医療とは

医師と看護師が患者の方々のご自宅に訪問して、診察・検査・治療を行います。
様々な疾患のために通院が困難な方々に対して、定期的な訪問診療と往診、各種医療関係や介護サービスとの連携により、全身状態の維持・向上に努めます。
※「全身状態とは、無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえることをいいます。

診療内容について

在宅医療では患者の方々の状態に応じて、血圧測定・採血などの検査や注射・点滴・投薬などの治療を行うことができます。
※当院では、心電図、超音波（エコー）検査も行えます。

対象となる患者の方々

寝たきり状態・医師の管理が必要な医療機器を使用中・病状により自宅療養を望まれる方などが対象です。
例として、脳梗塞後遺症・神経筋疾患・認知症による通院困難・重度の心不全・末期癌・在宅ターミナルケアなどがあります。
詳しくは当院までお尋ね下さい。

在宅医療と往診の違い

- 在宅医療** 担当医師がご自宅を定期的（2週間に1回、4週間に1回、病状により毎週）に訪問し、診療、治療、薬の処方、療養上の相談、指導等を行います。
- 往診** 突発的な病状の悪化や状態変化に対して、訪問診療時間外においてもご自宅に伺って診察を行います。

24時間対応の緊急時連絡体制

当院において在宅診療を受けている患者の方々には、「緊急連絡先」を記した書類をお渡ししています。
病状の急変時や緊急時に24時間体制で連絡対応しています。
ただし、下記のような状況において電話のみの対応になること、当方の指示のもとに患者の方々ご自身（ご家族）で緊急病院等へ受診していただく場合もあります。

往診が不可能な場合

- ・明らかに他科疾患（大腿骨頸部骨折など）で専門医の診察が必要な場合
- ・一刻を争う状況（意識障害・大量出血など）
- ・他軒訪問診療中で、早急な往診が不可能なとき、等